



2018年3月19日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 (コード番号)	代表取締役社長 8 5 0 8 )
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取締役執行役員 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）に関連して、当社の認識と今後の予想される方向性につきまして、これまでお知らせてきてているところですが、前回のお知らせ以降の状況につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

- タイにおいては、以下のとおりであります。

- ・ JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J ト ラ ス ト ア ジ ア」といいます。）は、G L、此下益司氏、及びG Lの関連取締役に対して補償請求のための訴訟を民事裁判所に提起しております。2018年3月13日に、G Lより、答弁書の提出及び反訴の提起がありましたが、民事裁判所は、答弁書のみを受け付け、反訴については、J ト ラ ス ト ア ジ アによる原訴訟とは関連がないとして、却下しています。
- ・ J ト ラ ス ト ア ジ アは、G Lに対して会社更生の申立てを行っておりましたが、破産裁判所は、本日の審尋において、G Lに対する請求は、当該請求を審理中の民事裁判所において、まず、判断されるため、現時点では、会社更生には当てはまらないとして、当該申立てを却下しました。J ト ラ ス ト ア ジ アは控訴の準備を進めております。
- ・ J ト ラ ス ト ア ジ アが、G L、此下益司氏、及び関連当事者を、タイ特別捜査局及び経済犯罪制圧課に刑事告発しており、当局は、タイ証券取引委員会及びJ ト ラ ス ト ア ジ アによる刑事告発に基づく手続きを進めております。

- シンガポールにおいては、以下のとおりであります。

- ・ 裁判所は、2018年2月23日、J ト ラ ス ト ア ジ アが以前に取得していたG Lのシンガポール子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、及びCougar Pacific Pte Ltd（シンガポール所在）に対して取得していた資産凍結命令を解除しました。裁判所としては、G Lがシンガポールの裁判の対象に含まれるべきであったことなどを考慮しているようです。
- ・ J ト ラ ス ト ア ジ アは、2018年3月5日、資産凍結命令を解除する決定に対する控訴の提起にかかる許可を取得し、控訴の手続きを進めております。また、J ト ラ ス ト ア ジ アは、

2018年3月12日、控訴にかかる審尋を早期に行うよう申し立てました。裁判所は、本申立てを認め、2018年4月2日以降に審尋を行うことを命じました。Jトラストアジアは、現在、控訴にかかる審尋期日の確認を待っております。

- ・ Jトラストアジアは、Group Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、Cougar Pacific Pte Ltd（シンガポール所在）、並びに、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited（4社ともキプロス所在）に対して損害賠償請求のために訴訟を提起しており、現在、係属しております。
- 英領バージン諸島においては、Jトラストアジアが、A.P.F. Group Co., Ltd.、及び此下益司氏に対して取得した資産凍結命令が、現在、継続しております。
- キプロスにおいて、Jトラストアジアは、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited、及び此下益司氏に対する資産凍結命令を取得しており、現在、継続しております。

当社といたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、最大限努めてまいります。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以上